

改正後	改正前
<p>公衆浴場法施行細則</p> <p>昭和六十一年六月十日 規則第三十五号</p> <p>改正 平成十一年二月二八日規則第平成十三年 三月三〇日規則第 八九号 六八号</p> <p>平成一七年 三月 七日規則第平成一九年 三月三〇日規則第 二五号 三六号</p> <p>令和 二年二月一四日規則第令和 三年二月二八日規則第 七〇号 一〇二号</p> <p>公衆浴場法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に 関し、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行 規則」という。）及び公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。 以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。</p> <p>追加〔平成一九年規則三六号〕 (許可の申請)</p> <p>第二条 施行規則第一条に規定する申請書には、同条第一号から第四号までに 掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建物の平面図及びその諸施設の配置図</p> <p>二 建物の周囲四百メートル以内の道路及び人家等の大略を示す見取図</p> <p>三 汚水排除の方法</p> <p>四 燃料の種類</p> <p>一部改正〔平成一九年規則三六号・令和三年一〇二号〕</p> <p>第三条 施行規則第一条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記 第一号様式）とする。</p> <p>一部改正〔平成一九年規則三六号〕 (承継の届出)</p> <p>第四条 施行規則第一条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出</p>	<p>公衆浴場法施行細則</p> <p>昭和六十一年六月十日 規則第三十五号</p> <p>改正 平成十一年二月二八日規則第平成十三年 三月三〇日規則第 八九号 六八号</p> <p>平成一七年 三月 七日規則第平成一九年 三月三〇日規則第 二五号 三六号</p> <p>令和 二年二月一四日規則第令和 三年二月二八日規則第 七〇号 一〇二号</p> <p>公衆浴場法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に 関し、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行 規則」という。）及び公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。 以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。</p> <p>追加〔平成一九年規則三六号〕 (許可の申請)</p> <p>第二条 施行規則第一条に規定する申請書には、同条第一号から第四号まで<b>及 び第六号</b>に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 ない。</p> <p>一 建物の平面図及びその諸施設の配置図</p> <p>二 建物の周囲四百メートル以内の道路及び人家等の大略を示す見取図</p> <p>三 汚水排除の方法</p> <p>四 燃料の種類</p> <p>一部改正〔平成一九年規則三六号・令和三年一〇二号〕</p> <p>第三条 施行規則第一条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記 第一号様式）とする。</p> <p>一部改正〔平成一九年規則三六号〕 (承継の届出)</p> <p>第四条 施行規則第一条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出</p>

<p>書（譲渡）（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第五条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（相第五号）（別記第三号様式）とする。</p> <p>第六号 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（合第六号）（別記第四号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二二号〕</p> <p>第七条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（分割）（別記第五号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>追加〔平成一三年規則六八号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二二号〕</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第八条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書（別記第六号様式）又は公衆浴場営業停止（廃止）届出書（別記第七号様式）を提出して行わなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則六八号・一九年三六号〕</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第九条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>2 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録及び<b>同条第三十</b></p>	<p>書（譲渡）（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第五条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（相第五号）（別記第三号様式）とする。</p> <p>第六号 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（合第六号）（別記第四号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二二号〕</p> <p>第七条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（分割）（別記第五号様式）とする。</p> <p>2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>追加〔平成一三年規則六八号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二二号〕</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第八条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書（別記第六号様式）又は公衆浴場営業停止（廃止）届出書（別記第七号様式）を提出して行わなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則六八号・一九年三六号〕</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第九条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>2 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録及び<b>同条第三十</b></p>
--	--

<p>5号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。</p> <p>追加〔平成一九年規則三六号〕</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。</p> <p>2 公衆浴場法施行細則の廃止</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十八号）</p> <p>この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>別）に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。</p> <p>追加〔平成一九年規則三六号〕</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。</p> <p>2 公衆浴場法施行細則の廃止</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十八号）</p> <p>この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
--	--

<p>附 則（平成十九年三月三十日規則第三十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（令和三年十二月二十八日規則第二百二号） この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条中公衆浴場法施行細則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成十九年三月三十日規則第三十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（令和三年十二月二十八日規則第二百二号） この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条中公衆浴場法施行細則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>別 記</p> <p>第一号様式 （第三条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号〕</p>	<p>別 記</p> <p>第一号様式 （第三条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号〕</p>
<p>第二号様式 （第四条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号〕</p>	<p>第二号様式 （第四条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号〕</p>
<p>第三号様式 （第五条第一項）</p> <p>一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号〕</p>	<p>第三号様式 （第五条第一項）</p> <p>一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号〕</p>
<p>第四号様式 （第六条第一項）</p> <p>追加〔平成13年規則68号〕、一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号〕</p>	<p>第四号様式 （第六条第一項）</p> <p>追加〔平成13年規則68号〕、一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号〕</p>
<p>第五号様式 （第七条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号〕</p>	<p>第五号様式 （第七条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号〕</p>
<p>第六号様式 （第七条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号〕</p>	<p>第六号様式 （第七条）</p> <p>一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号〕</p>